

平成28年5月27日

北海道知事 高橋はるみ 殿

日本会議北海道本部  
会長 中川義雄  
理事長 田下昌明

(連絡先) 〒060□ 0004 札幌市中央区南一条西八丁目10□ 3  
第28桂和ビル7F TEL 011-209-3022 FAX 011-209-3023

専務理事 武谷洋三

## 公開質問状

1、平成27年4月、北海道博物館（札幌市厚別区厚別町小野幌53番地2／愛称「森のちゃれんが」。以下「同館」という。）は、道立施設である北海道開拓記念館と道立アイヌ民族文化研究センターを統合し、北海道立総合博物館の一施設（本館）として開館されました（北海道立総合博物館条例第91号。以下「条例第91号」という。）。

ところで、同館は、博物館法（第2条）に基づき、地方公共団体が設置する公立博物館であります。同法（第1条）は、社会教育法に基くことを定め、その社会教育法（第1条）は、教育基本法に則り、社会教育に関する国、地方公共団体の任務を明らかにしております。

従って、公立である同館は、教育基本法をはじめとする関連諸法の要請のもと、平成26年10月14日に公布された条例第91号の事業目的に即し、その維持・管理・運営がなされるべきものであります。同館ガイドブック（平成27年4月1日発行）が、「社会的使命」を謳うもの（59頁）、以上の要請に基づき、同館の発揮すべき機能を概括的に表明したものでありましょう。

2、しかしながら、同館の展示を虚心に拝観すれば、上記諸法や根拠条例、ひいてはガイドブックが謳う高邁な使命とも大きく乖離し、独断的解釈や一方的史観が散見されるなど、大きな憂慮を禁じ得ません。

については、540万人道民のための博物館という願いから、当会議は同館の設置者たる貴職に対し、展示のほんの一例を下記のとおり掲記しながら質問をさせていただきます。

貴職（および関係部局）におかれては、開かれた道政運営の一環として、真摯に説明責任を果たされますようお願い申し上げます。

なお、本質問および回答の有無とその内容については、各種媒体を通じた公開を予定しており、また回答如何によっては、再度の質問のほか適宜な対応を考慮しておりますことを念のため申し添えます。

## 記

※以下、展示例における下線は質問者が付した。また、質問中の<>は、同館に関する条例、基本計画等からの引用である。

### 第1テーマ「北海道120万年物語」 □ 第2テーマ「アイヌ文化の世界」

#### 【展示例】

アイヌは、日本の先住民族です。「アイヌ」とは、アイヌ語で人間という意味です。アイヌ民族は、この北海道をはじめ、サハリン（樺太）、千島列島などを生活の舞台として、さまざまな文化をはぐくんできました。明治政府が北海道を日本の領土に入れ、開拓を進めるなかで、その生活や文化は大きな打撃を受けます。しかし人びとの歩みはとだえることなく、いまにつながっています。

明治新政府は、1869（明治2）年に蝦夷地というよび方を北海道に変え、北海道を日本の領土とし、本格的に開拓を始めました。開拓が進むことで、北海道には本州などから多くの人々が移り住みました。その一方で、アイヌ民族の生活や文化は大きな打撃を受けることになりました。

政府による開拓政策のなかで、アイヌ民族は、それまでの生活文化を「野蛮」なものとして禁止されたり、ある程度自由に行えていたシカ猟やサケ漁を禁止されたり、くらしていた土地から無理やり立ちのかされるなど、多くの苦しみと向き合わされました。このような状況に対して、政府は1899（明治32）年に「北海道旧土人保護法」を交付しました。しかし、和人と同じような生活様式を和人の都合で強いる内容で、その苦しみを本当の意味で解決するものではありませんでした。

#### 【質問】

- 1、人類が日本列島に生活したのは4万年前、日本人がDNAを受継いでいる縄文人は1万3千年前からとされている（国立東京博物館）。このような中で「日本の先住民族」とはどのような人達を指すのか。「先住民族」の定義と共にアイヌがそれに相当する理由を、<自然・歴史・文化に関する総合的研究機関>を謳う同館の使命という観点から回答されたい。
- 2、和人との混住は、アイヌにとって“打撃”であり“苦しみ”であったことが強調された展示になっている。和人がもたらした文明の恩恵は、アイヌも同じ日本人として等しく享受してきたはずであるが、負の側面のみを強調する意図は何か。  
また、アイヌ文化の一例であるイオマンテ（熊の生贄）、ワナによる動物捕獲等の禁止については自然保護や動物との共生、また幼女（女性）に対する入墨禁止については女性の人権、健康という各観点を踏まえて回答されたい。
- 3、「明治政府が北海道を日本の領土に入れ」とあるが貴職の考える領土とは何か。  
また、これ以前、北海道は何処に属していたのか。豊臣秀吉や徳川家康が蠣崎氏

に蝦夷地統治を許容し、江戸幕府による北方警備や直轄統治、松前藩の蝦夷地における権限拡充という歴史的事実に照らして回答されたい。

さらに、安政元年（1854年）、「日露和親条約」締結により日露国境は千島列島の得撫島と択捉島の間とされ、一方樺太については「界を分たず、是迄仕来の通り」として問題解決が留保された。これらは、ロシアが同年以前より「北海道は日本の領土である」と認めていたことを物語るものだが、この日露間の国際関係をも併せて回答されたい。

4、和人の人口増加と以後の文明は、資源保護、産業発展の観点から、資源再生産（鮭のふ化増殖事業や海産物の養殖等）と秩序（漁業権等）を制度化すると共に農業振興策を推進し、現在、それらは北海道産業の中核を担うまでになっている。この発展史とアイヌの狩猟等を一定程度制限したことの評価について回答されたい。

5、北海道は、他の地域と相違する歴史・文化を有するが、いわゆるアイヌ文化として先行文化と時に衝突し、吸収、同化したものである。アイヌと和人の関係も同様で、そもそも文明史とはそういうものと考ええる。

しかるに、上記展示は、アイヌ居住地の一つである北海道を和人が侵略し、搾取を繰り返したという史観を色濃く反映している。「和人＝加害者、アイヌ＝被害者」という短絡な構図は、道民に贖罪意識を想起させるばかりか、過酷な環境のもと郷土開拓に汗を投じた先人たちを貶め、反アイヌ感情や差別意識を助長させることさえ危惧される。かかる展示は道民のアイデンティティー確立に無益であり、＜道民の知的活動としての拠点＞という目的、あるいは＜開拓に携わった先人の努力に敬意と感謝を表す＞という基本計画、設置条例にも反すると考えるが如何か。

## 第4テーマ 「私たちの世界へ」□

### 【展示例】

第一次世界大戦における被害の大きさから、軍縮や民主主義、共産主義の思想が世界にひろがりました。日本でも労働運動や軍縮世論がさかんになり、普通選挙も実施されますが、治安維持法と特別高等警察が共産主義だけでなく、学生や労働者の運動を激しく弾圧していきます。

1945□ 52(昭和 20□ 27)年、日本はアメリカを中心とする連合国に占領されます。占領政策は、国家神道の禁止と政教分離、軍国主義者の公職追放をおこない、労働組合を奨励して、労働運動がさかんになりました。また女性にも選挙権があたえられ、戦後初の総選挙では多くの女性議員が誕生するなど、民主化がすすみました。しかし、1950年にはじまった朝鮮戦争は、日本の経済復興をうながした半面、追放が解除されて旧支配層が復活し、共産主義者は再び弾圧されました。

20世紀はじめの日露戦争で、日本はロシアに勝利し、南満州に特権をえて、南樺太、朝鮮にも領土を拡大しました。「満州事変」につづく日中戦争のころには、北海道からも多くの人々が「満州開拓」のために中国東北の農村にわたりました。

また、北海道にも炭坑や土木工事のために朝鮮人が連れてこられました。戦争が長引きアジア太平洋に拡大したことが、アメリカによる原子爆弾の投下と日本の敗戦、連合国による占領につながりました。

1945(昭和 20)年の敗戦により、戦地や占領地から多くの軍人や民間人が日本に引きあげてきて、食料が不足し、政府はふたたび北海道の開拓をすすめました。戦争をせず戦力を持たないことを定めた新しい憲法ができ、多くの国民が歓迎しました。

しかし、朝鮮戦争がおきると、日本に警察予備隊(のちの自衛隊)がつくられます。翌年、講和条約と同時に日米安全保障条約が結ばれ、アメリカ軍が日本にとどまりました。アメリカとソ連が対立する東西冷戦のかけが日本をおおったのです。

### 【質問】

1、歴史事象として、先人たちが当時の価値観と治安維持等の目的から特定の運動を取り締まった事実を否定しないが、“激しく弾圧”との断定は、現在の価値観における一方的主張であり、同館が掲げる使命に妥当しないと考えるが如何か。

2、「旧支配層が復活」とは何か。「共産主義者は再び弾圧されました」とする事実関係と共に回答されたい。

また、一般市民を巻き込む原爆投下は当時の国際法においてさえ戦争犯罪であるところ、展示解説は、原爆が日本に対する“懲罰”かの如き表現をし、占領政策を歓迎するが如き文意となっている。かかる一面的な展示は、今次大戦の負の側面を伝えきれず、被爆者をも侮辱するものとするが如何か。

- 3、現憲法は、GHQが作成し、我が国の主権喪失時に公布された。その経緯に照らし、「多くの国民が歓迎した」とするのは、表層的平和主義者または護憲論者の願望であって、歴史事実とも乖離した一方的な政治的主張であり、同館の使命にも齟齬すると考えるが如何か。
- 4、同館が公立である以上、特定の思想・政治信条、歴史観への偏向が許されないことは当然である。しかし、本コーナー展示は、政治的側面を強調するあまり郷土史としてのバランスを欠き、<知のネットワークの拠点>や総合的<研究機関>にもなりえていない。<道民が北海道を知り、誇りを確認する場>を標榜するなら、次のようなテーマをこそ手厚く紹介すべきところ取り上げられていないのは何故か。
- 札幌オリンピック（昭和47年2月開催）  
全ての道民が歓迎し、何らかの形で関与し感動を共にした。札幌オリンピックは、世界的にも稀な豪雪都市札幌の交通環境を向上させ（地下鉄、地下街）、インフラ整備に多大な貢献をし、更に北海道・札幌の知名度を世界的に向上させた。
  - 本州を凌ぐほどに成長した本道稲作産業の努力
  - 「晩成社」を率いて、今日の農業十勝の基礎を築いた依田勉三の偉業
- 5、「北方領土は、北海道の行政区域の一部であり、領土問題の解決が本道の発展と道民生活に密接に関係することから、北方領土復帰対策を道政上の重要施策として位置付け、必要な諸対策を積極的に推進します（道庁HP）。」として、貴職は大きな努力を積み重ねておられるが、「社会的使命」を謳う「道立」「総合」博物館である同館が、上記展示例の各テーマに比して、北方領土問題に関してふさわしい展示を行っているか評価しているのか。

---

なお、以上の質問に対しては、本文に示した他、特に下記観点到に照らし又は言及しながら、本書受領から30日を目途に文書またはFAXにて回答されたくお願い申し上げます。

- ①関連諸法、条例および博物館使命と展示内容の整合性について
- ②展示内容の審査と検証作業の仕組みについて
- ③展示物・解説文の訂正または異説（両論）併記をすることの可否について
- ④不適當展示に対する展示責任と当該担当者の処分について